

別表第6 砂川市営陸上競技場使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分				金額			
				1日	半日	その他	
				8時～16時	8時～12時又は 12時～16時	8時以前又は16 時以降	
専用使用 （管理棟を 除く。）	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等を 徴収しない 場合	小・中学生	822	416	277	
			高校生	1,153	576	384	
			一般	1,655	822	555	
		入場料等を 徴収する場 合	小・中学生	最高入場料金の 50人分	最高入場料金の 30人分		
			高校生	最高入場料金の 60人分	最高入場料金の 40人分		
			一般	最高入場料金の 70人分	最高入場料金の 50人分		
	営利を目的 として使用 する場合	入場料等を徴収しない場合		8,255	4,175	2,755	
		入場料等を徴収する場合		最高入場料金の 100人分	最高入場料金の 70人分		
		放送設備一式		1,100	550		
	立売り販売				2,200	1,100	
管理棟				1,655	822	日の出～ 8時	822
						16時～ 21時	1,655

備考

- 1 砂川市民がアマチュアスポーツに使用し、入場料等を徴収しない場合は、使用料（立売り販売使用料を除く。）を無料とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合の使用で、2以上の時間区分にわたって使用するときは、区分ごとの使用料の合算額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合の使用で、時間区分内の使用が2時間以内のときは当該区分の額の50%の額を、2時間を超え4時間以内のときは当該区分の額とする。
- 4 入場料等を徴収しない場合の使用で、時間区分を超えて使用したときは、前項の算出に準じて算出した額を加算する。
- 5 入場料等を徴収する場合又は放送設備一式若しくは立売り販売の使用で、半日以内のときは半日の額を、半日を超えるときは1日の額とする。
- 6 入場料等を徴収する場合の使用料金は、当該入場者が料金算出の基準となる人数未満の場合は当該実入場者数により算出する。
ただし、当該算出料金が入場料等を徴収しない場合の使用料金より低額となるときは、入場料等を徴収しない場合の額により使用料を徴収する。
- 7 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。